

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	自転車等放置防止指導業務	地下鉄江坂駅周辺における自転車等の放置の防止及び指導	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市広芝町10番3号 特定非営利活動法人吹田・江坂ビジョン21	11,370,700円	平成22年12月14日付で、本市と江坂駅西地区交通環境改善協議会が締結した「江坂駅西地区の環境向上を目指す協定」第4条において、同協議会が放置自転車等防止のための啓発を行うものとされており、協議会内において左記啓発は同協議会構成団体の1つである(特非)吹田・江坂ビジョン21が行うものと規定されているため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】「エ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)
2	総務交通室	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置保守点検等業務	阪急南千里駅前西第1自転車駐車場の地下機械式駐輪装置(エコサイクル)の保守点検及び電話サポート	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	高知県高知市布師田3948番地1 株式会社技研製作所	16,370,953円	本業務の実施には、阪急南千里駅前西第1自転車駐車場地下機械式駐輪装置の製造及び施工業者である(株)技研製作所の経験及び知識が不可欠であることから競争性がないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
3	総務交通室	JR吹田駅前ES保守点検業務(JR吹田ー5・6)	昇降機保守点検業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社	4,488,000円	日本オーチス・エレベータ(株)は、本件設備の施工業者であり、同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
4	総務交通室	JR吹田駅前ほかEV保守点検業務(JR吹田ー3・4・南千里ー1)	昇降機保守点検業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	4,437,840円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	阪急吹田駅前EV保守点検業務(阪急吹田ー1・2)	昇降機保守点検業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	3,002,340円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
6	総務交通室	JR岸辺駅前EV・ES保守点検業務(岸辺ー1・2・3・4・5・6・7)	昇降機保守点検業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目4番8号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	12,777,600円	本件設備は三菱電機(株)が製造、施工しており、同社製品の保守・点検業務は三菱電機ビルソリューションズ(株)が行っています。同社は同設備の構造等について熟知しており、本業務の実施には、利用者の安全確保の観点から、対象設備の構造や使用部品等に関する知識と故障等の事故が発生した際に、速やかな対応が求められるため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
7	総務交通室	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	3,049,200円	本業務は江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
8	総務交通室	路面清掃業務(4月～5月分)	路面の清掃業務	令和6年4月1日から 令和6年5月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト株式会社	4,110,598円	本業務は、市管理道路の機能維持、美観保持さらに交通災害等の予防等を目的として、年間を通じて実施しており、4月1日以降も継続して実施が必要な業務です。令和6年度の業務実施に伴い、制限付一般競争入札を執行するため、入札準備期間として必要となる令和6年4月～5月の2か月間について、前年度の契約相手方である都市クリエイト株式会社と、前年度と同一条件において契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン5令第167条の2第1項第2号(2)キ②入札準備のために年度当初の当該入札に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	総務交通室	総合的自転車対策業務	市内の放置自転車をなくすことを目的に、放置防止指導業務、移送業務、保管返還業務や、各自転車駐車場の管理業務、自転車コールセンター業務等の自転車対策関連事業を総合的に実施	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	385,364,516円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
10	総務交通室	岸辺駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	8,340,200円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
11	総務交通室	北千里駅前花壇ほか草花植付業務	草花植付業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	5,071,000円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
12	総務交通室	地下道・歩道橋等人力清掃業務	清掃業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	19,284,100円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	総務交通室	緑の遊歩道歩道清掃業務	清掃業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	3,520,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
14	総務交通室	正雀川緑道歩道清掃業務	清掃業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	619,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
15	総務交通室	千里南公園ほか草花植付業務	市が所管する公園花壇等の草花植付・配布及び維持管理業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	8,199,400円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
16	総務交通室	苗圃管理業務	佐竹台1丁目地内の南苗圃の維持管理業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	2,247,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
17	総務交通室	公園等清掃業務	公園内の清掃作業	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	22,377,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
18	総務交通室	南吹田公園管理事務所管理業務	南吹田公園及び集会所の管理業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	3,824,700円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
19	総務交通室	片山公園バラ管理業務	バラ管理	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	1,444,300円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
20	総務交通室	山田西公園ほかトイレ清掃業務	市内公園トイレ清掃業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	2,326,400円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施行範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
21	総務交通室	健都レールサイド公園芝生管理業務	岸部新町地内の芝生の管理等	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目12番35号 ミズノスポーツサービス株式会社	8,679,000円	業務場所が健都パークライフ創造パートナーズの指定管理区域内であり、当該芝生管理業務は指定管理業務と密接な関連性を有する業務であることから、現地に駐在している指定管理者が履行することで、効率的な維持管理ができるものと認められるため、指定管理者の代表法人であるミズノスポーツサービス㈱と随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行される方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当。)
22	総務交通室	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検等業務	阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムに関する保守点検業務及び電話サポート業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市北区梅田1丁目2番地2 東海技研(株)大阪営業所	4,344,120円	本業務は阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステムの製造及び施工業者である東海技研(株)大阪営業所の経験及び知識がなければ実施できないため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
23	総務交通室	路線調書更新業務	道路管理システムデータ更新業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 株式会社バスコ 大阪第一支店	9,985,800円	本業務は、市道の認定・廃止に伴う道路管理システムの更新修正作業です。道路管理システムは、株式会社バスコが独自に開発したコンピューターシステムを採用しており、更新作業を他社が行うことは知識および技術的な面から不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により開発・導入業者である株式会社バスコと単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき①著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務の委託契約に該当)
24	総務交通室	官民連携による紫金山公園の魅力向上策検討業務(その2)	紫金山公園 ワークショップ運営業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市北区芝田1丁目10番10号 総合調査設計株式会社	6,937,700円	官民連携による紫金山公園の魅力向上策検討業務(その2)は、現地見学会等の計画準備に要する期間や経費が削減され、より効率的かつ経費面で有利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、令和5年度に紫金山公園魅力向上策検討業務を受託した総合調査設計株式会社と随意交渉を行うものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行される方がより効率的であり、経費面で有利なものであるときに該当。)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
25	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年4月1日から 令和6年4月30日まで (令和6年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	3,184,883円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	千里南公園ほか梅の木管理業務	梅の木管理	令和6年5月7日から 令和7年2月28日まで (令和6年5月7日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	625,900円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である公益社団法人吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号障がい者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供に該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年5月1日から 令和6年5月31日まで (令和6年5月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,746,831円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	阪急吹田駅前西第一自転車 駐車場壁面緑化管理業務	壁面緑化の管理を行う 業務	令和6年6月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年6月1日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シル バー人材センター	833,690円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
2	総務交通室	千里南公園外周側溝清掃業務	清掃業務	令和6年6月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年6月1日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	770,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。本業務の実施にあたっては、本業務施工範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、単独随意契約とするものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
3	総務交通室	緑の遊歩道(区画1)除草業務	除草業務	令和6年6月6日から 令和6年12月13日まで (令和6年6月6日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	1,115,400円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
4	総務交通室	緑の遊歩道(区画4)除草業務	除草業務	令和6年6月10日から 令和6年12月13日まで (令和6年6月10日)	大阪府吹田市千里山松が 丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	3,577,200円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	総務交通室	吹田市道路施設定期点検業務	橋梁点検業務	令和6年6月17日から 令和7年3月14日まで (令和6年6月17日)	大阪市中央区本町1丁目8番12号 公益財団法人大阪府都市整備推進センター	17,006,000円	本業務は、大阪府内における各自治体がそれぞれ単独で同業務を発注した場合、一斉発注によって入札不調が懸念されることから、府の第三セクターである公益財団法人大阪府都市整備推進センター(以下、「同財団」という)が各市町村の委託を受けて一括発注する「一括発注方式」の枠組みが創設されました。この枠組みを活用するため、同財団、大阪府、及び本市の三者によって、平成28年2月1日に道路施設の維持管理に関する技術的支援を受け、業務の適正かつ円滑な実施を目的とした「市町村道路施設の維持管理業務の支援に関する基本協定書」を締結しました。この基本協定書に基づいて同財団に道路施設定期点検業務を委託することにより、入札不調を回避し安定して業務が執行できること、同財団が開催する技術講習会に参加することで本市技術職員の育成に資すること、スケールメリットにより効率的な点検の実施や品質の向上が期待できること、並びに本市の道路施設の点検評価水準が安定することから、的確な維持管理に向けて有益な環境となります。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により単独随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(2)オ 国又は地方公共団体その他公共団体等(一部公益法人を含む)と直接契約するとき、及び(1)【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているときに該当)
6	総務交通室	片山北ふれあい公園ほか除草業務	除草業務	令和6年6月3日から 令和6年11月8日まで (令和6年6月3日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人吹田市シルバー人材センター	11,303,600円	本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である(公社)吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	総務交通室	神崎新田公園ほか除草業務	除草業務	令和6年6月3日から 令和6年11月8日まで (令和6年6月3日)	大阪府吹田市昭和町10番 20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	4,700,000円	(一社)吹田市障がい者の働く場事業団は、吹田市内の障がい者団体が集まって作られた事業団です。当団体は、「吹田市障がい者支援施設等認定団体」として認定を受けており、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により作成された吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針により、優先調達の対象となる事業者です。 本業務の実施にあたっては、本業務施工範囲、履行期間などを鑑み、同団体に委託することが適当とし、吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号「障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき」に該当)
8	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年6月1日から 令和6年6月30日まで (令和6年6月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,000,641円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	市営自転車駐車場新紙幣対応修繕	自転車駐車場内の精算機、定期更新機の新紙幣対応修繕	令和6年7月8日から 令和6年10月31日まで (令和6年7月8日)	大阪市北区梅田1丁目2番地2大阪駅前第2ビル13階 東海技研(株) 大阪営業所	4,493,500円	東海技研株式会社 大阪営業所は、令和6年度江坂駅前中央自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検業務、阪急豊津駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検業務、阪急吹田駅前自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検業務、阪急南千里駅前西第2自転車駐車場自動管理ゲートシステム保守点検業務の受託者であり、上記自転車駐車場内に設置している当該機器の構成について熟知しております。 今回の新紙幣対応修繕についても時間及び費用の面から効率よく修繕を実施することができるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により単独随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1) 契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】が特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年7月1日から 令和6年7月31日まで (令和6年7月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,366,769円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】に該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務(その2)に伴う追加業務	佐井寺西土地区画整理事業の用地補償総合技術業務に伴う追加業務	令和6年8月9日から 令和7年3月31日まで (令和6年8月9日)	大阪府大阪市北区豊崎2丁目7番9号 株式会社NISSO大阪支店	5,142,500円	佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務(その2)に伴う追加業務は、現在実施中の「佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務(その2)」に附随する業務であるため、本業務実施にあたっては、既契約業務に合わせて、実施する必要があるとあり、令第167号の2第1項第6号に基づき、競争入札に付することが不利と認められるため、既契約業務の受注者と随意契約するものです。(1)既契約業務の受注者は、既に事業に係る権利者との関係性を構築していることから、権利者との関係性を変えず交渉を行えるため、権利者に対する負担軽減が図れる。(2)既契約業務の受注者は、業務履行中のため、佐井寺西土地区画整理事業に関する事業内容を熟知しているとともに、業務に必要な調査等を既に実施していることから、経済面においても有利に業務を進めることができる。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)既に締結されている別の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面でも有利なものであるときに該当)
2	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第9号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和6年8月19日から 令和6年10月11日まで (令和6年8月19日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	2,516,440円	令和6年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
3	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで (令和6年8月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,471,058円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る物件調査業務(再算定(その2))	佐井寺西土地区画整理事業に係る物件調査業務	令和6年9月27日から 令和7年3月31日まで (令和6年9月27日)	大阪府大阪市中央区内本町1丁目2番14号 株式会社信栄補償設計	3,426,500円	本業務は、令和3年度に契約した佐井寺西土地区画整理事業に係る物件調査業務の成果品である補償金算定書の単価の時点修正を行う業務であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に該当するため、過年度の業務受託者である株式会社信栄補償設計との単独随意契約にて執行しようとするものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号(2)【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】に該当)
2	道路室	東海道本線岸辺駅南北自由通路点検	東海道本線岸辺駅南北自由通路の点検	令和6年9月20日から 令和7年3月31日まで (令和6年9月20日)	大阪府大阪市淀川区宮原4丁目3番9号 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部	2,684,000円	当該点検業務は、軌道上空の通路や軌道に近接して行うものもあり、鉄道の運営保安上の観点から、鉄道事業者が定めたルールや安全に関する規定を遵守し、鉄道施設の点検業務に精通している者でなければ実施することが困難な業務です。これらの理由から、委託先は西日本旅客鉄道株式会社においてほかになく、同社と単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1) 契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第10号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和6年9月24日から 令和6年11月5日まで (令和6年9月24日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	3,133,919円	令和6年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
4	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年9月1日から 令和6年9月30日まで (令和6年9月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,607,068円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年10月1日から 令和6年10月31日まで (令和6年10月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,617,669円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
2	地域整備推進室	佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事に伴う鉄道施設安全管理業務	樹木伐採、近接建物基礎撤去、列車防護柵設置等	令和6年10月25日から 令和7年3月31日まで (令和6年10月25日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目16番1号 阪急電鉄株式会社	15,232,800円	佐井寺西土地区画整理事業は、これまで未整備であった都市計画道路豊中岸部線及び都市計画道路佐井寺片山高浜線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行い、佐井寺西地区の良好な住環境の形成を目指しています。現在、本事業に係る造成等工事を実施しており、阪急千里線の近接区域において、樹木伐採、地中杭撤去及び造成等の施工を行います。当該施工を行うにあたり、阪急千里線の一部区間において、線路閉鎖、停電、架線防護及び軌道計測等の作業を行う必要があります。当該作業は、阪急千里線の鉄道事業者である阪急電鉄株式会社でなければ役務を提供することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約するものです。

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	バス停上屋ベンチ設置委託業務	バス停上屋ベンチ設置	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年11月1日)	大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号 阪急バス株式会社	11,814,000円	本事業は、吹田市公共交通維持・改善計画に位置付けられた事業であり、市とバス事業者で協力しながら利用者の増加と利用者の満足度の向上につなげるものです。既存バス停において上屋・ベンチ設置にあたっては、バス事業者と緊密な連携のもと施工中、施工後の安全性、利便性の確保が必要となり、以下の項目を満たす必要があります。 ・既存バス停利用者の利便性に影響が少ないよう施工するために、バス運行計画を把握して、利用者への影響が少ない様々な代替案を出せるものであること。 ・バス停上屋、ベンチの位置の設計は運行計画と合わせ、緻密に行う必要があること。バス乗降口の位置が複数タイプあるバス車両に対して、利用者にとって利便性を損ねない適切な設計能力を有していること。また 完成したものが、利用者の満足いくものであること。 ・試掘等で埋設物位置が想定と異なる場合等の設計変更の際、バス事業者とスムーズに協議し、工期を短くし、利用者への影響を少なくできること。 以上のことからバス事業者である「阪急バス株式会社」と単独随意契約をするものです。 随意契約ガイドライン「令第167条の2第1項第2号」の【物品・委託役務関係業務】 カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。 に該当
2	総務交通室	青山公園ほか園内落葉清掃業務	園内落葉清掃	令和6年11月19日から 令和7年1月10日まで (令和6年11月19日)	大阪府吹田市千里山松が丘26番号 公益社団法人 吹田市シルバー人材センター	1,364,000円	本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定する団体である公益社団法人 吹田市シルバー人材センターと吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号障がい者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供に相当)
3	総務交通室	あじさい公園ほか園内落葉清掃業務	園内落葉清掃	令和6年11月19日から 令和7年1月10日まで (令和6年11月19日)	大阪府吹田市昭和町10番20号 一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団	1,166,000円	本業務は、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設である一般社団法人吹田市障がい者の働く場事業団と吹田市財務規則第108条の3に定める手続きを経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により、随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号障がい者支援施設等からの物品の買入れや役務の提供に相当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年11月1日から 令和6年11月30日まで (令和6年11月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,103,233円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和6年12月1日から 令和6年12月31日まで (令和6年12月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,498,238円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	JR吹田駅前北自転車駐車場 汚水No2排水ポンプ取替修繕	自転車駐車場の汚水 排水ポンプ取替修繕	令和7年1月28日から 令和7年3月21日まで (令和7年1月28日)	吹田市金田町5番10号 株式会社関根水道工業所	792,000円	株式会社関根水道工業所は、市内自転車駐車場の排水ポンプの点検・修繕の業務を請け負っており、同型のポンプにも精通し、早急に機器等の調達ができることから、株式会社関根水道工業所と単独随意契約を締結するものです。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第5号【物品・委託役務関係業務】〈例〉②市民の生活に重大な影響を及ぼす電気・機械設備等の故障などに伴う応急復旧の契約に該当)
2	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和7年1月1日から 令和7年1月31日まで (令和7年1月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,711,513円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和7年2月1日から 令和7年2月28日まで (令和7年2月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,969,513円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(土木部)

3月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務交通室	佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事	都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事	令和7年3月24日から 令和12年3月29日まで (令和7年3月24日)	大阪府大阪市北区芝田1丁目16番1号 阪急電鉄株式会社	5,967,463,000円	本立体交差等工事は、阪急千里線における列車の安全運行に万全を期すことができ、運転保安や施設管理等の鉄道技術を有している阪急電鉄株式会社でなければ役務を提供することができないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】イ及びカに該当)
2	道路室	道路等施設補修工事(狭小指示第15号)	道路用地寄附に伴う道路拡幅工事	令和7年3月3日から 令和7年3月31日まで (令和7年3月3日)	吹田市原町1丁目4番13号 エフワイ土木株式会社	3,757,612円	令和6年6月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の契約のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】エあらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するときに該当)
3	道路室	市内街路灯に係る電気の供給契約	市内街路灯において使用する電気の供給	令和7年3月1日から 令和7年3月31日まで (令和7年3月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	4,986,894円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)